

# メガフロートの管理対象区域設定に伴う 実施計画Ⅱ，Ⅲの変更について

2022年10月31日

東京電力ホールディングス株式会社

# メガフロートの管理対象区域設定に伴う実施計画Ⅱ，Ⅲの変更

## 1. 変更内容

- 1) 実施計画Ⅱ（基本仕様，基本設計，添付も含む）のメガフロート津波等リスク低減工事についての記載を削除する。

	実施計画Ⅱ記載箇所	変更内容
基本仕様 基本設計 添付他	2.15 放射線管理関係設備等 Ⅱ-2-15-添2-1 図2. 15-8 モニタリングポスト図	・メガフロートが記載された図に変更
	2.33 5・6号 放射性液体廃棄物処理系 Ⅱ-2-33-15 2.33.2.1.6 自然災害対策等	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-20 2.33.2.2 基本仕様	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-29 2.33.3 添付資料	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添6-1 添付資料－6	・添付資料－6を削除
	Ⅱ-2-33-添8-27 添付資料－8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添8-28 添付資料－8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添8-29 添付資料－8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添8-31 添付資料－8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添12-1 添付資料－1 2	・添付資料－1 2を削除
	Ⅱ-2-33-添12-2 添付資料－1 2	・添付資料－1 2を削除

- 2) 実施計画Ⅲ第1編，第2編，第3編の管理対象区域図の変更

# メガフロートの管理対象区域設定に伴う実施計画Ⅱ，Ⅲの変更

---

## 2. 背景

### ◆メガフロートを物揚げ場へ転用

5, 6号取水口付近にあったメガフロートは, アウターライズ津波の影響により周辺構造物を損傷させるリスクがあったため, 1～4号機開渠へ移動させ海底へ着底させることで, リスク低減を図るための工事を実施してきた。

メガフロートを移動（着底）させ物揚げ場へ転用する工事が完了し, 管理対象区域となる範囲が確定したため実施計画の変更を行い管理対象区域の設定を行う。

# 1) 実施計画Ⅱ 2.33の変更(案)について

## 【変更のポイント】

### ◆実施計画Ⅱに記載のメガフロートに関する記載を削除する。

変更前	変更後
<p>2.33.2.1.6 自然災害対策等 (1)津波 受入タンク、貯留タンク、中間タンク、浄化装置、淡水化装置、浄化ユニットは、アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。(Ⅲ.3.1.3参照) なお、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流失を防止する。 また、メガフロートについても、アウターライズ津波の影響は小さいが、港湾内構造物に衝突する可能性は否定できないため、被害が最小限になるような場所に係留する。(添付資料-6参照)</p>	<p>2.33.2.1.6 自然災害対策等 (1)津波 受入タンク、貯留タンク、中間タンク、浄化装置、淡水化装置、浄化ユニットは、アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。(Ⅲ.3.1.3参照) なお、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流失を防止する。 <del>また、メガフロートについても、アウターライズ津波の影響は小さいが、港湾内構造物に衝突する可能性は否定できないため、被害が最小限になるような場所に係留する。(添付資料-6参照)</del></p>
<p>2.33.2.2 基本仕様 (1)貯留設備 c.(廃止)メガフロート(完成品)</p>	<p>2.33.2.2 基本仕様 (1)貯留設備 <del>c.(廃止)メガフロート(完成品)</del></p>
<p>2.33.3 添付資料 添付資料-1 建屋内の滞留水による影響について 添付資料-2 6号機 放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料-3 6号機 原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料-4 系統概要図及び全体概要図 添付資料-5 滞留水貯留設備の増設について 添付資料-6 メガフロート係留場所の津波に対する考慮について 添付資料-7 タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料-8 滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料-9 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料-10 浄化ユニット吸着塔、貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料-11 廃棄物発生量に関する評価 添付資料-12 メガフロート津波等リスク低減対策工事について</p>	<p>2.33.3 添付資料 添付資料-1 建屋内の滞留水による影響について 添付資料-2 6号機 放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料-3 6号機 原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料-4 系統概要図及び全体概要図 添付資料-5 滞留水貯留設備の増設について <del>添付資料-6—メガフロート係留場所の津波に対する考慮について</del> 添付資料-7 6 タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料-8 7 滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料-9 8 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料-10 9 浄化ユニット吸着塔、貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料-11 10 廃棄物発生量に関する評価 <del>添付資料-12—メガフロート津波等リスク低減対策工事について</del></p>

## 2) 実施計画Ⅲの添付1 管理区域図の変更(案)について

### 【変更のポイント】

- ◆第1編及び第2編の管理区域図(構内全域図)にメガフロートの位置を図示

変更前	変更後
<div data-bbox="636 735 1675 932" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">実施計画へ掲載されていない添付図であり、セキュリティ防護に関する図のため割愛 * 面談時は、画面上でお示し致します。</div>	

## 措置を講ずべき事項への該当の有無について

項目	評価内容
I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	本設備は既に工事完了しており、他工事への影響はない。
II. 設計、設備について措置を講ずべき事項	当該事項 1 ～ 15 項目について全て該当しない
III. 特定原子力施設保安のために措置を講ずべき事項	本設備設置完了に伴い敷地面積は増となるが、これにより放射線への有意な変更は生じない。また、敷地外であるが環境放射線モニタリング等適切な措置については、継続的に講じていく。
IV. 特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項	本設備に特定核燃料物質の仮置き等はしないため、該当しない
V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	本設備は、発電所構外に設置してあるため、本項目について該当しない
VI. 実施計画を策定するためにあたり考慮すべき事項	既に策定された実施計画への変更であり、該当しない

## 措置を講ずべき事項への該当の有無について

項目	評価内容
VII. 実施計画の実施に関する理解促進	既に完成済みの設備であり、本項目は該当しない
VIII. 実施計画に係る検査の受検	既に完成済みの設備であり、本項目は該当しない

以上、特定原子力施設への指定に際し東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について、該当しない。  
また、メガフロートの設置位置等が図面上更新されていないため、今回変更を行うものである。これらを踏まえ、記載の適正化を進めていきたい。

以降, 参考比較資料



# 実施計画Ⅱ，変更箇所

## ■ 実施計画Ⅱ（基本仕様，基本設計，添付も含む）

	実施計画Ⅱ記載箇所	変更内容
基本仕様 基本設計 添付他	2.15 放射線管理関係設備等 Ⅱ-2-15-添2-1 図2. 15-8 モニタリングポスト図	・メガフロートが記載された図に変更
	2.33 5・6号 放射性液体廃棄物処理系 Ⅱ-2-33-15 2.33.2.1.6 自然災害対策等	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-20 2.33.2.2 基本仕様	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-29 2.33.3 添付資料	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添6-1 添付資料—6	・添付資料—6を削除
	Ⅱ-2-33-添8-27 添付資料—8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添8-28 添付資料—8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添8-29 添付資料—8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添8-31 添付資料—8	・メガフロートに関する記載を削除
	Ⅱ-2-33-添12-1 添付資料—1 2	・添付資料—1 2を削除
Ⅱ-2-33-添12-2 添付資料—1 2	・添付資料—1 2を削除	

# 実施計画Ⅲ，変更箇所

## ■ 実施計画Ⅲ（第1編，第2編，第3編も含む）

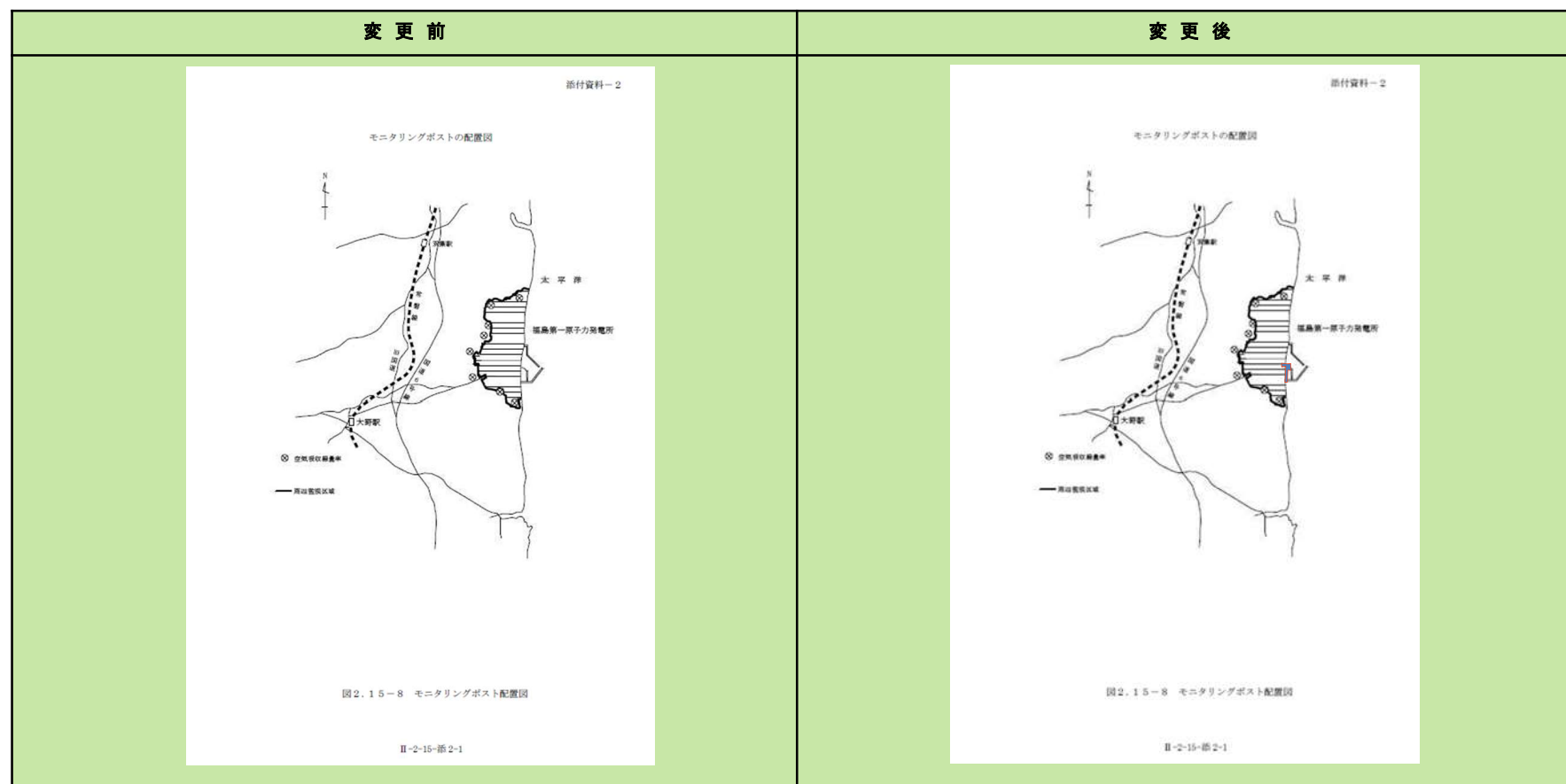
	実施計画Ⅲ記載箇所	変更内容
第1編	Ⅲ-1-57-2 第57条 図57	・メガフロートが記載された図に変更
	Ⅲ-1-60-2 第60条 図60	・メガフロートが記載された図に変更
	添付1 管理区域図 添付2 管理対象区域図	・メガフロートが記載された図に変更
第2編	Ⅲ-2-98-2 第98条 図98	・メガフロートが記載された図に変更
	Ⅲ-2-101-2 第101条 図101	・メガフロートが記載された図に変更
	添付1 管理区域図 添付2 管理対象区域図	・メガフロートが記載された図に変更
第3編	Ⅲ-3-3-1-2-11 図3.1-1 周辺監視区域図	・メガフロートが記載された図に変更
	Ⅲ-3-3-1-3-2 図3.1-2 線量低減範囲	・メガフロートが記載された図に変更
	Ⅲ-3-3-1-4-5 図3 排水路モニタリング計画	・メガフロートが記載された図に変更

## 実施計画Ⅱ2.15の変更について

### 【変更(案)のポイント】

・メガフロートについては移設し、津波対策工事が完了したため、自然災害によるリスクが無くなったため記載を各々削除する。

・また、メガフロート移設先が新たに管理対象区域に設定されるためメガフロートが記載された図に変更を行う。



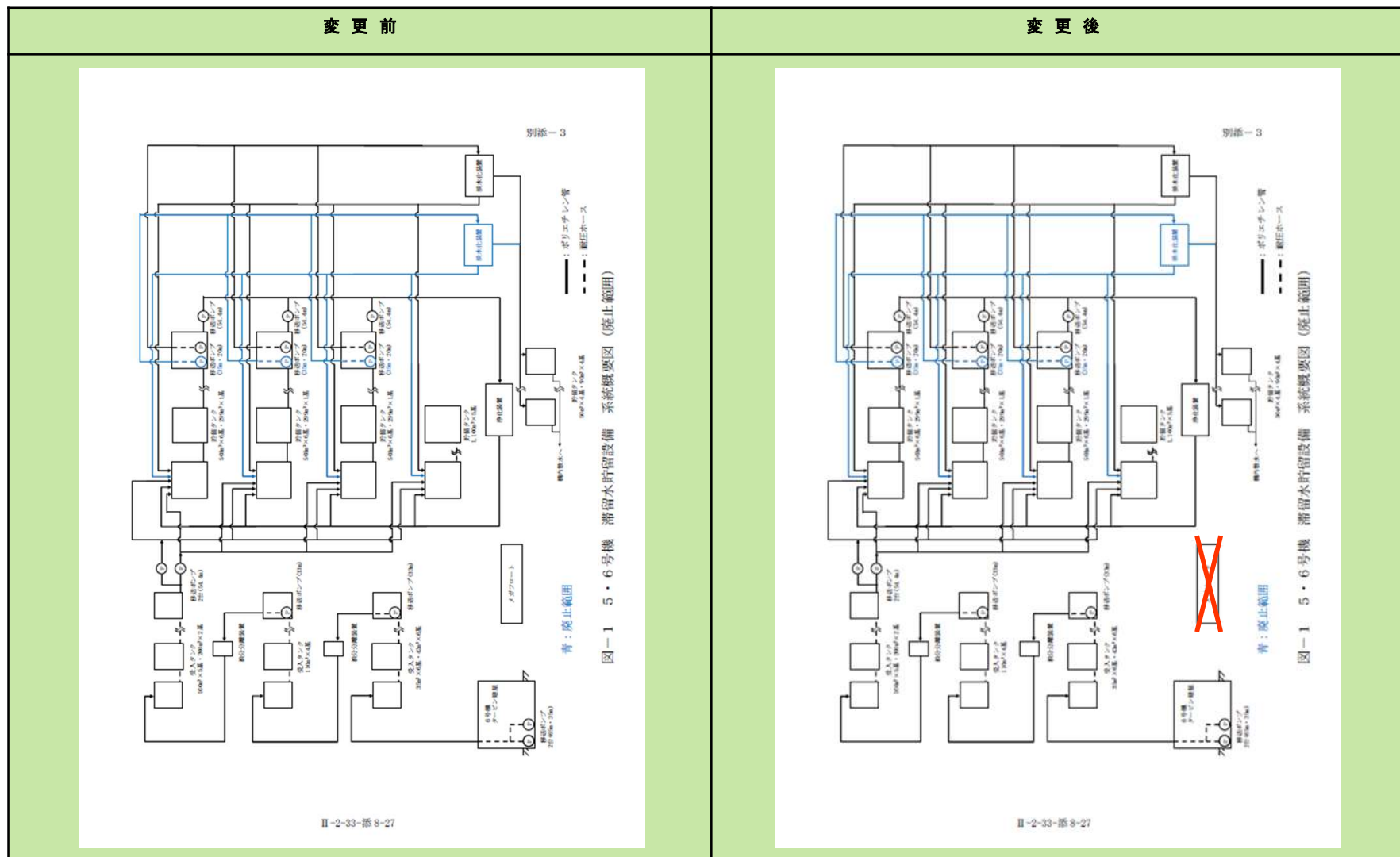
# 実施計画Ⅱ 2.33の変更について

変更前	変更後
<p>2.33.2.1.6 自然災害対策等 (1)津波 受入タンク、貯留タンク、中間タンク、浄化装置、淡水化装置、浄化ユニットは、アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。(Ⅲ.3.1.3 参照) なお、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流失を防止する。 また、メガフロートについても、アウターライズ津波の影響は小さいが、港湾内構造物に衝突する可能性は否定できないため、被害が最小限になるような場所に係留する。(添付資料-6 参照)</p>	<p>2.33.2.1.6 自然災害対策等 (1)津波 受入タンク、貯留タンク、中間タンク、浄化装置、淡水化装置、浄化ユニットは、アウターライズ津波が到達しないと考えられる5・6号機の標高より高台に設置する。(Ⅲ.3.1.3 参照) なお、アウターライズ津波を上回る津波の襲来に備え、大津波警報が出た際は装置の運転を停止し、隔離弁を閉止することで、滞留水の流失を防止する。 <b>また、メガフロートについても、アウターライズ津波の影響は小さいが、港湾内構造物に衝突する可能性は否定できないため、被害が最小限になるような場所に係留する。(添付資料-6 参照)</b></p>
<p>2.33.2.2 基本仕様 (1)貯留設備 c.(廃止)メガフロート(完成品)</p>	<p>2.33.2.2 基本仕様 (1)貯留設備 <b>e.(廃止)メガフロート(完成品)</b></p>
<p>2.33.3 添付資料 添付資料-1 建屋内の滞留水による影響について 添付資料-2 6号機 放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料-3 6号機 原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料-4 系統概要図及び全体概要図 添付資料-5 滞留水貯留設備の増設について 添付資料-6 メガフロート係留場所の津波に対する考慮について 添付資料-7 タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料-8 滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料-9 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料-10 浄化ユニット吸着塔、貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料-11 廃棄物発生量に関する評価 添付資料-12 メガフロート津波等リスク低減対策工事について</p>	<p>2.33.3 添付資料 添付資料-1 建屋内の滞留水による影響について 添付資料-2 6号機 放射性液体廃棄物処理系の未復旧期間における廃液の処理について 添付資料-3 6号機 原子炉建屋付属棟の一部没水機器について 添付資料-4 系統概要図及び全体概要図 添付資料-5 滞留水貯留設備の増設について <b>添付資料-6—メガフロート係留場所の津波に対する考慮について</b> 添付資料-7 6 タンク等の構造強度及び耐震性に関する評価結果について 添付資料-8 7 滞留水貯留設備の増設及び廃止について 添付資料-9 8 浄化ユニット用ジャバラハウスの耐震評価について 添付資料-10 9 浄化ユニット吸着塔、貯留タンク及び中間タンクからの敷地境界線量評価 添付資料-11 10 廃棄物発生量に関する評価 <b>添付資料-12—メガフロート津波等リスク低減対策工事について</b></p>

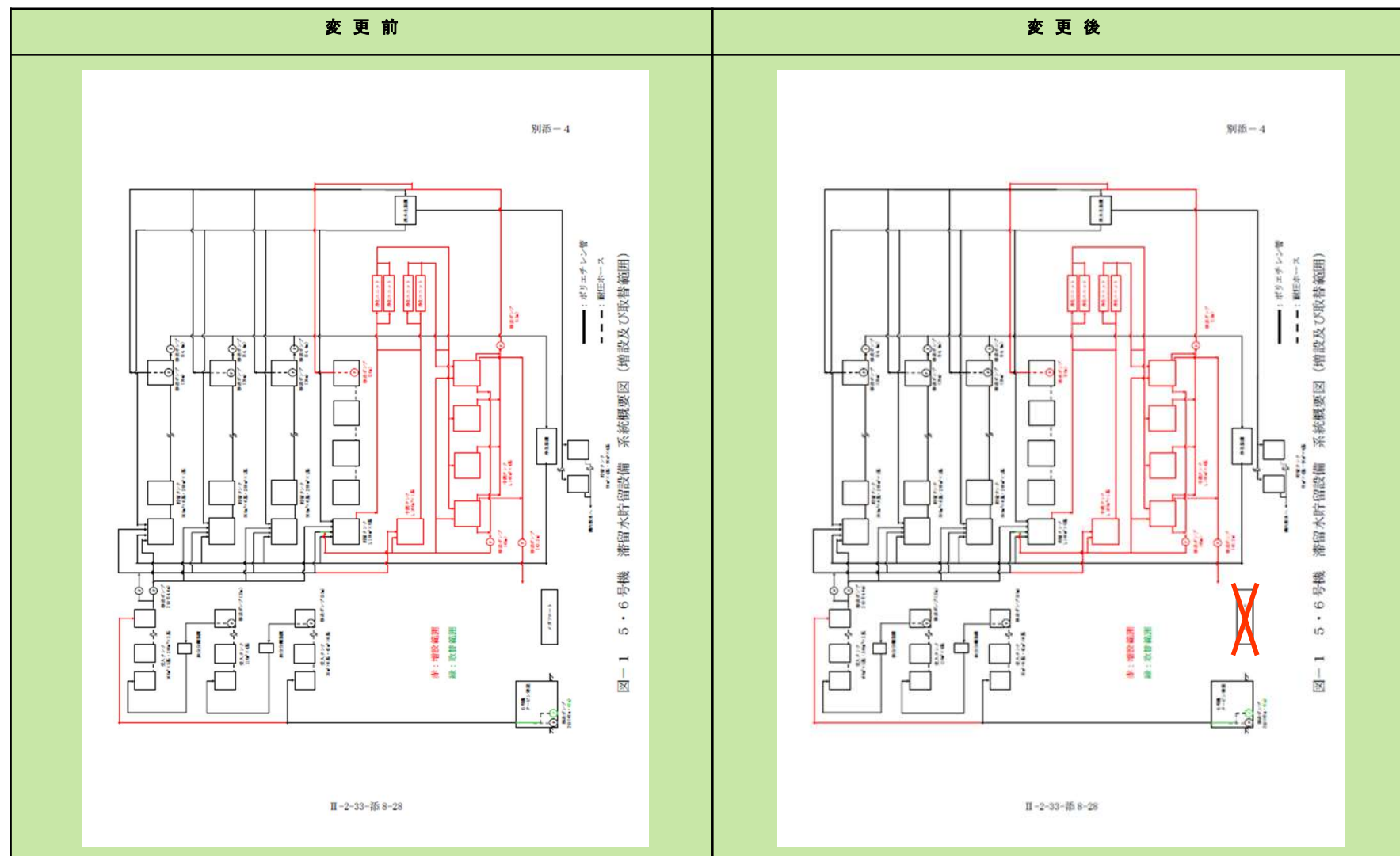
## 実施計画Ⅱ 2.33の変更について

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">添付資料-6</p> <p style="text-align: center;">メガフロート係留場所の津波に対する考慮について</p> <p>本資料では、メガフロート津波等リスク低減対策工事（添付資料-1 2 参照）を実施するまでの期間、メガフロートを5・6号機側港湾に係留した理由について記載する。</p> <p>アウターライズで発生する津波は周期が長く（10分以上）、メガフロートは津波の潮位変動に応じた上下動を繰り返すと推測される。</p> <p>アウターライズ津波による引波時には、メガフロート周辺の潮位の減少により、船底が沈下することが推定されるが、最も水深の浅い場所でも船底から約0.4mのクリアランスが残る。</p> <p>同様に、アウターライズ津波による押波時には、メガフロート周辺における潮位上昇量は約3.3m程度と考えられるが、押波の場合は、吃水や潮位上昇量の関係からメガフロートが陸上へ乗り上げる可能性は小さい。</p> <p>なお、アウターライズの引波の水流や波浪による水平方向の動揺や、押波時の垂直方向への上昇に伴う係留設備の破損で水平方向拘束が緩み、港湾内構造物に衝突する可能性は否定できないため、その可能性を最小限にするため、水深の確保及び海底の障害物の有無を考慮し、港湾内で比較的静穏な場所をメガフロートの係留場所に選定した。</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ-2-33-添6-1</p>	<p style="text-align: center;">添付資料-6 削除</p>

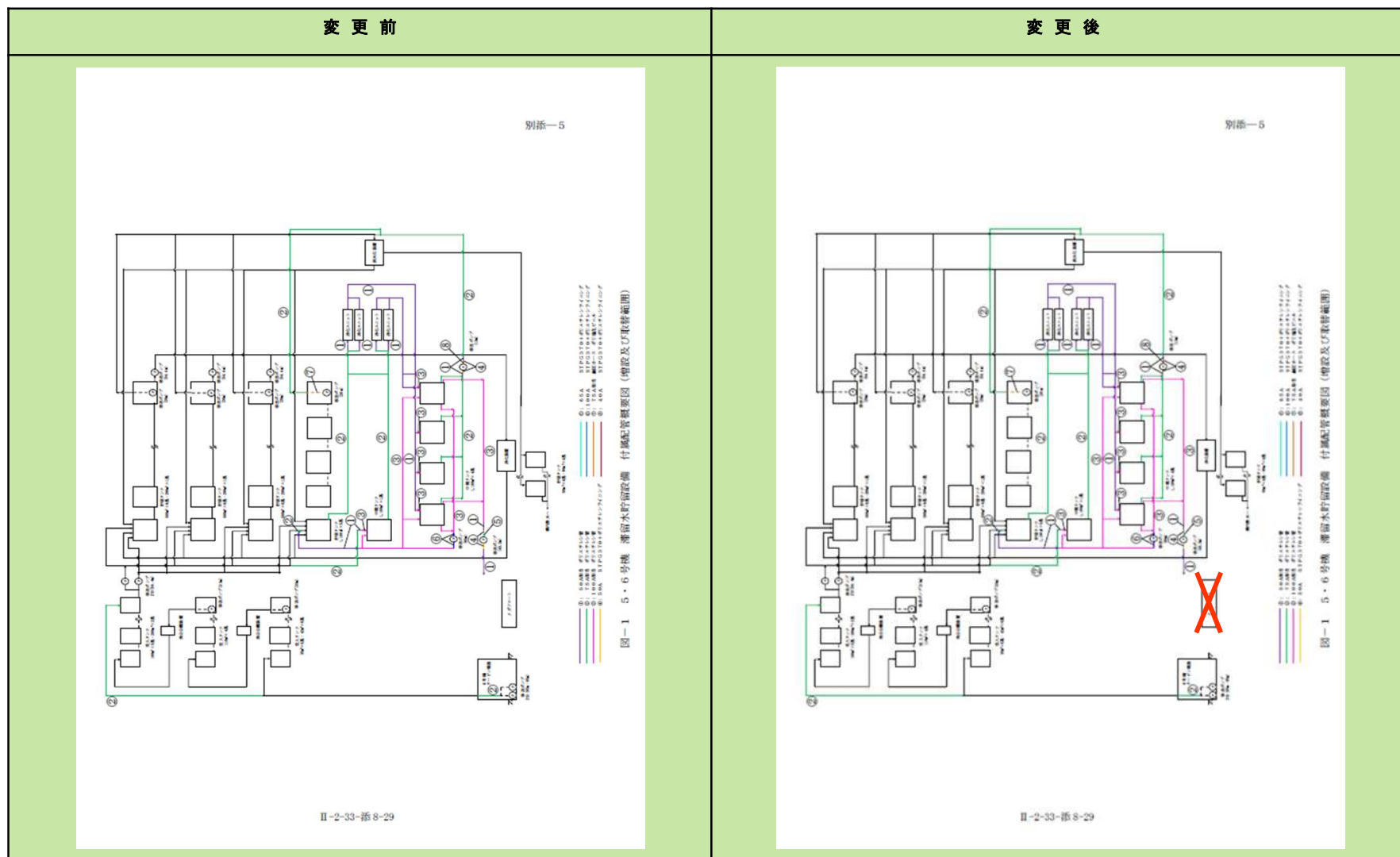
# 実施計画 II 2.33の変更について



# 実施計画Ⅱ 2.33の変更について

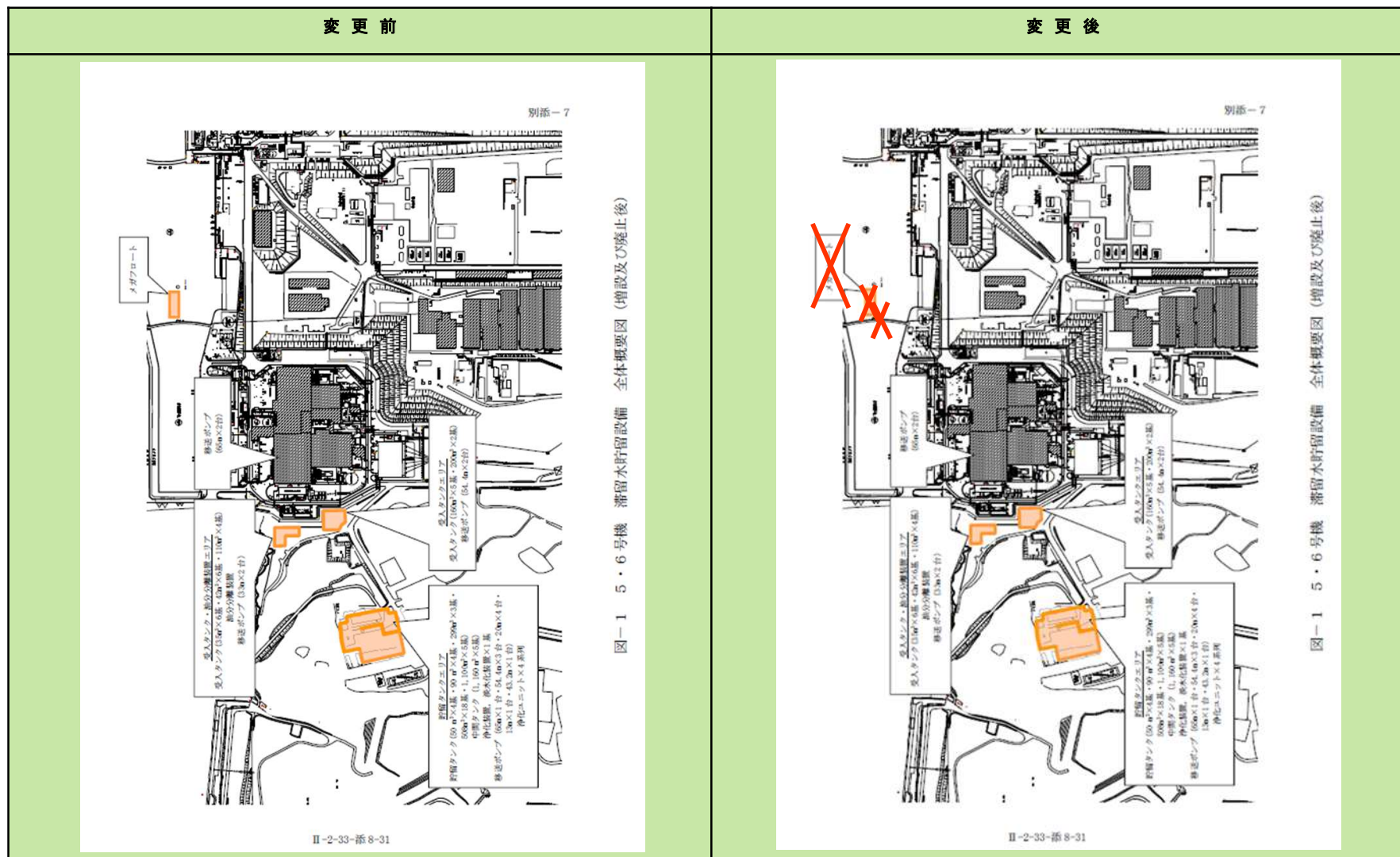


# 実施計画Ⅱ 2.33の変更について





# 実施計画 II 2.33の変更について



# 実施計画Ⅱ 2.33の変更について

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">添付資料-12</p> <p style="text-align: center;">メガフロート津波等リスク低減対策工事について</p> <p>貯留設備のうちメガフロートについては、震災当初5・6号機の建屋内の滞留水を移送し、貯留するために使用していたが、2012年12月より貯留水の置換を行い、バラスト水としてろ過水を貯留している。</p> <p>メガフロートは津波により港湾内構造物に衝突する恐れがあることから、メガフロート津波等リスク低減対策工事を実施する。また、本工事によりメガフロートは貯留機能が無くなることから、貯留設備のうちメガフロートについては廃止する。</p> <p>以下に、メガフロート津波等リスク低減対策工事の作業方法について定める。</p> <p>1. 工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メガフロート津波等リスク低減対策工事は1～4号機開渠内で実施するため、海側遮水壁への損傷防止対策として防衛盛土の施工を事前に実施する。</li> <li>・メガフロート上部の付属機器（電動ウインチ、ボラード等）は取外後に減容を行い、表面線量率に応じて定められた一時保管エリアにて一時保管する。</li> <li>・メガフロートを1～4号機開渠内へ移動し仮保留を行う。</li> <li>・内部のバラスト水については、タンクローリー車等で5・6号機滞留水貯留設備受入タンクまたは貯留タンクまで移送する。</li> <li>・5・6号機滞留水貯留設備受入タンクまたは貯留タンクに移送したバラスト水は、5・6号機淡水化装置を用いて処理する。</li> <li>・バラスト水移送後に、メガフロート内部の除染を行う。</li> <li>・1～4号機開渠内にメガフロート着底用のマウンドを造成し、メガフロートをマウンド上に移動し、海水を用いて仮着底を行う。</li> <li>・メガフロート内部にモルタルを充填しマウンド上に着底させる。なお、仮着底時に使用した海水は港湾内に排水する。</li> <li>・モルタル充填後のメガフロートについては、盛土工事等の整備工事を行い、本実施計画変更申請に基づき港湾設備の護岸及び物揚場の一部として有効活用する。</li> </ul> <p>1.1 作業内容と汚染拡大防止策</p> <p>1.1.1 内部水抜き、タンクローリー車等移送作業時の汚染拡大防止対策</p> <p>メガフロート内部の水処理作業は仮設ホース、仮設ポンプ等を使用してタンクローリー車等に移送を行う。移送後、タンクローリー車等にて5・6号機滞留水貯留設備受入タンクまたは貯留タンクまで移送を行い、5・6号機淡水化装置を用いて処理する。</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ-2-33-添12-1</p>	<p style="text-align: center;">添付資料-12 削除</p>

## 実施計画Ⅱ 2.33の変更について

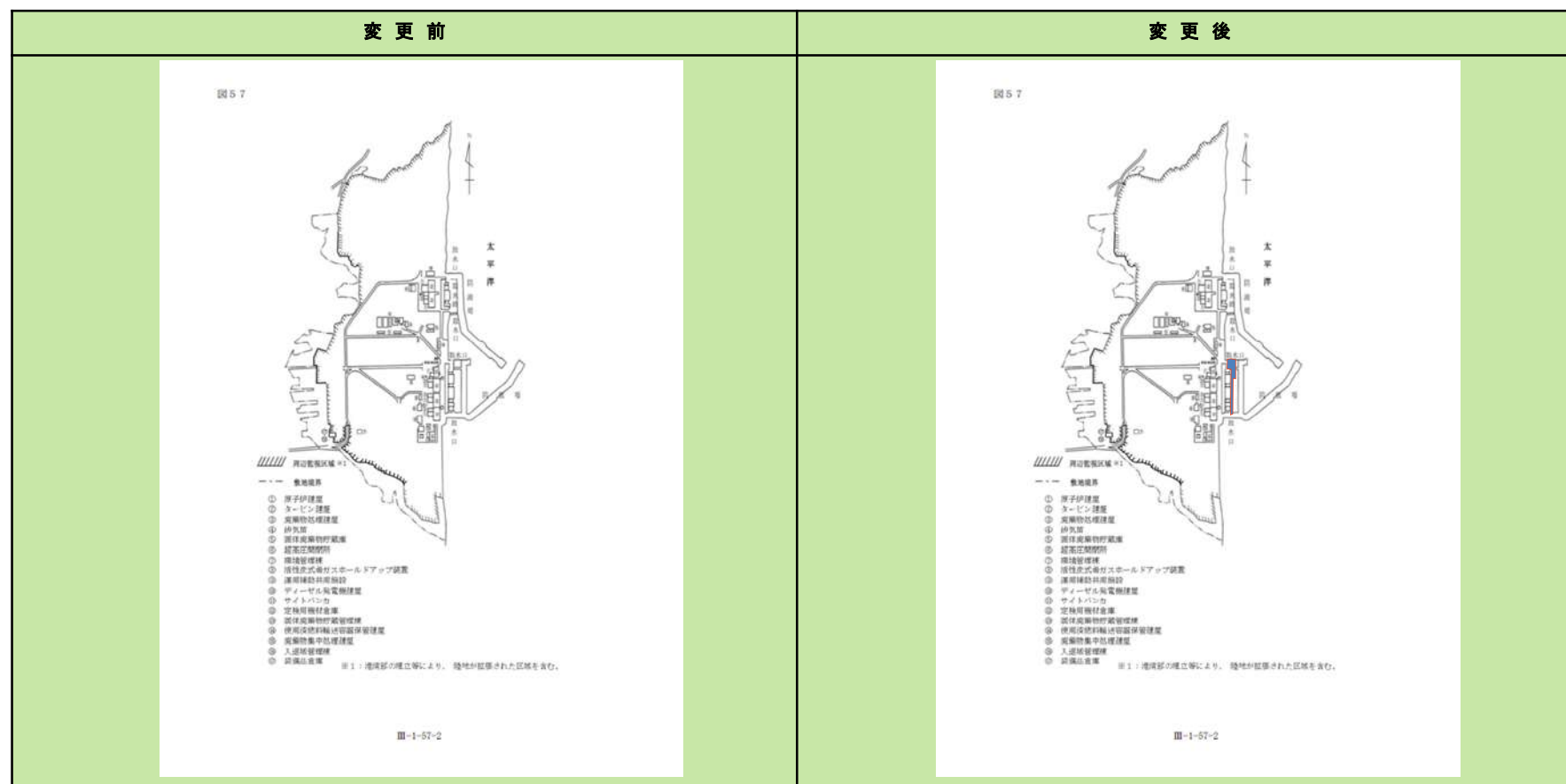
変更前	変更後
<p>当該作業を行う際の漏えい防止策及び漏えい拡大防止策は以下の通り。</p> <p>a. 仮設ホースの継手部がレバーロック式カブラの場合、継手部を固縛し外れ防止を行う。フランジ継手部の場合、締付確認を行う。</p> <p>b. 漏えい拡大防止策として、仮設ホースの継手部は全て袋養生することにより、漏えい時に汚染水を受けられるようにすると共に、仮設ポンプ、タンクローリー受水エリアには仮設の堰を設ける。また、移送中は作業員による常時監視を行う。</p> <p>1.1.2 除染作業時の汚染拡大防止策 メガフロート内部は水圧洗浄による除染を行う。水圧洗浄はバラスト水を水源として実施する。そのため、メガフロート内部水抜きは作業しやすい水位まで低下させて中断し、水圧洗浄実施後に再開する。水圧洗浄に使用した水は仮設プールへ回収し、フィルタを通過させスラッジを捕集し、再度水圧洗浄に使用する。スラッジを捕集したフィルタは脱水後、一時保管エリアに保管する。水圧洗浄水は5・6号機淡水化装置を用いて処理を行う（移送及び処理時の漏えい防止及び漏えい拡大防止は、1.1.1にて実施）。</p> <p>1.2 作業員の被ばく低減 メガフロート内部等の空間線量率は約0.002mSv/h以下であり、作業員が過剰被ばくすることはないが、被ばく低減の観点から、作業エリアを区画することにより、作業員が容易に近づくことを防止する。また、線量当量率を測定し、作業員への注意喚起のために測定結果を表示する。</p> <p>1.3 瓦礫類発生量 メガフロート津波等リスク低減対策工事に伴い、メガフロート上部の付属機器（電動ウインチ、ボラード等）が瓦礫類として約600㎡発生する見込みである。瓦礫類の表面線量率は約0.002mSv/h以下であり、表面線量率に応じて定められた瓦礫類の一時保管エリア（J、0、P1、V）にて一時保管する。</p> <p>Ⅱ-2-33-添12-2</p>	<p>添付資料-12 削除</p>

## 実施計画Ⅲ-1-57-2 図57の変更について

### 【変更(案)のポイント】

・メガフロートについては移設し、津波対策工事が完了したため、自然災害によるリスクが無くなったため記載を各々削除する。

・また、メガフロート移設先が新たに管理対象区域に設定されるためメガフロートが記載された図に変更を行う。

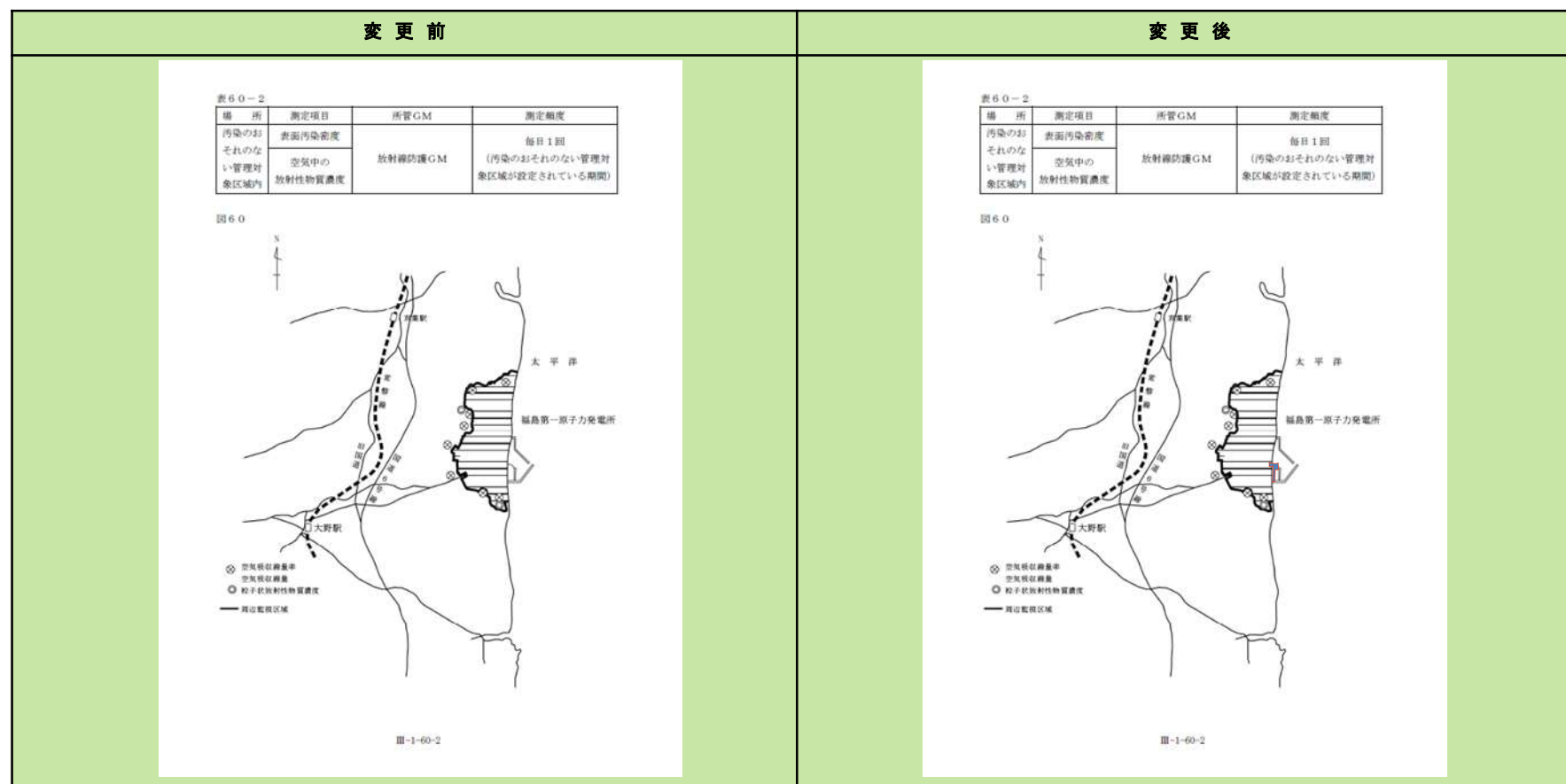


## 実施計画Ⅲ-1-60-2 図60の変更について

### 【変更(案)のポイント】

・メガフロートについては移設し、津波対策工事が完了したため、自然災害によるリスクが無くなったため記載を各々削除する。

・また、メガフロート移設先が新たに管理対象区域に設定されるためメガフロートが記載された図に変更を行う。

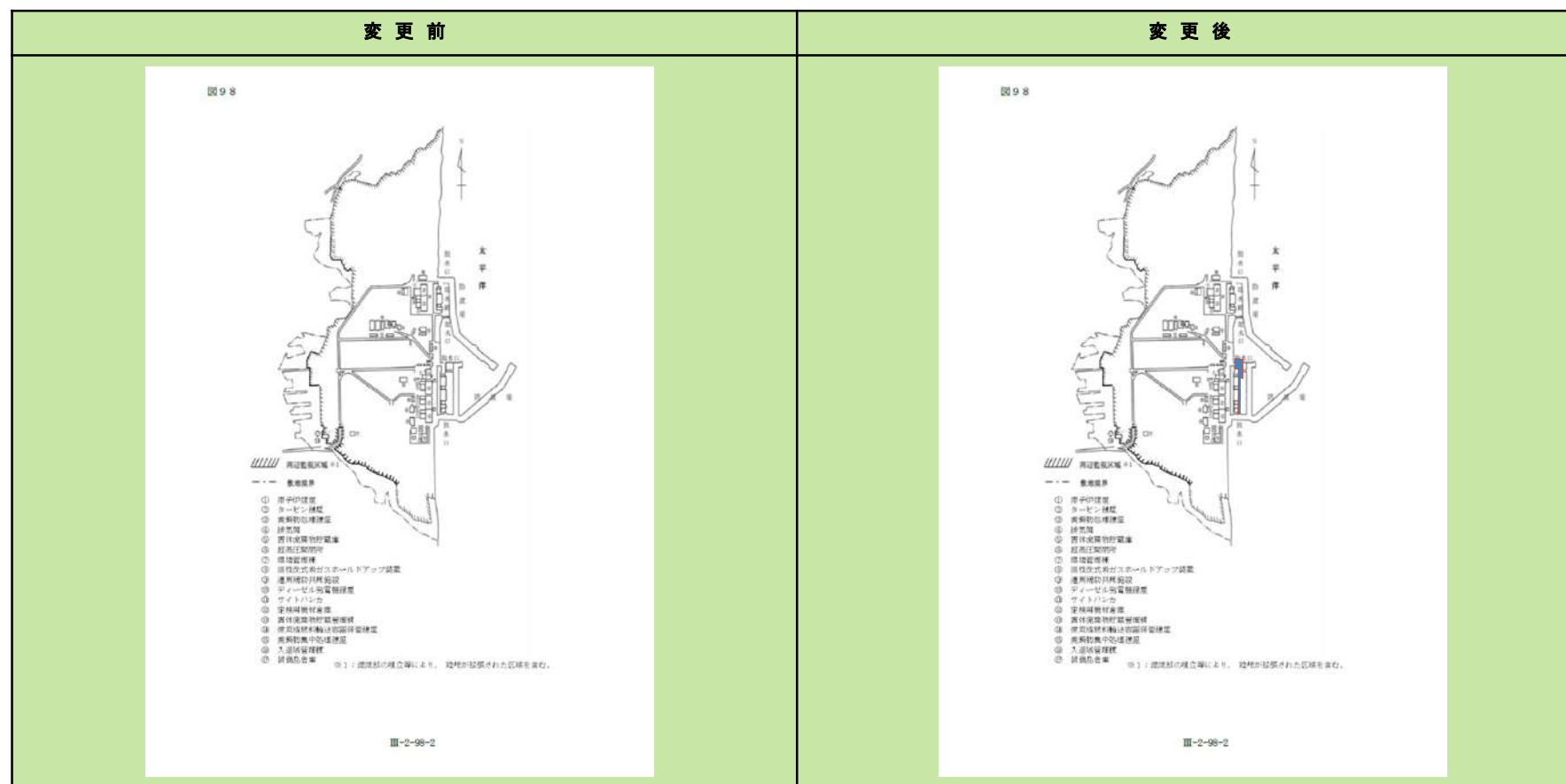


## 実施計画Ⅲ-2-98-2 図98の変更について

### 【変更(案)のポイント】

・メガフロートについては移設し、津波対策工事が完了したため、自然災害によるリスクが無くなったため記載を各々削除する。

・また、メガフロート移設先が新たに管理対象区域に設定されるためメガフロートが記載された図に変更を行う。

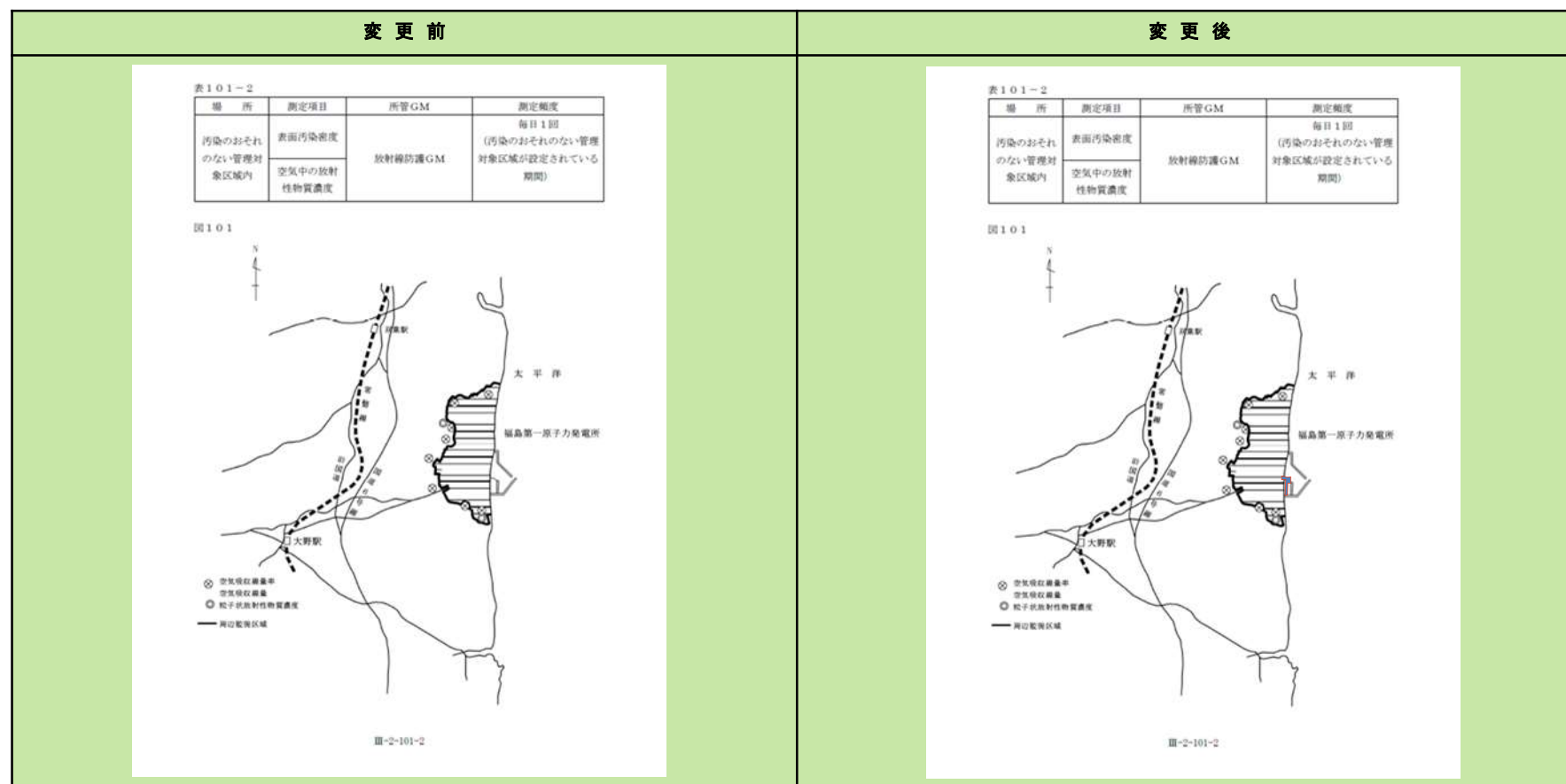


## 実施計画Ⅲ-2-101-2 図101の変更について

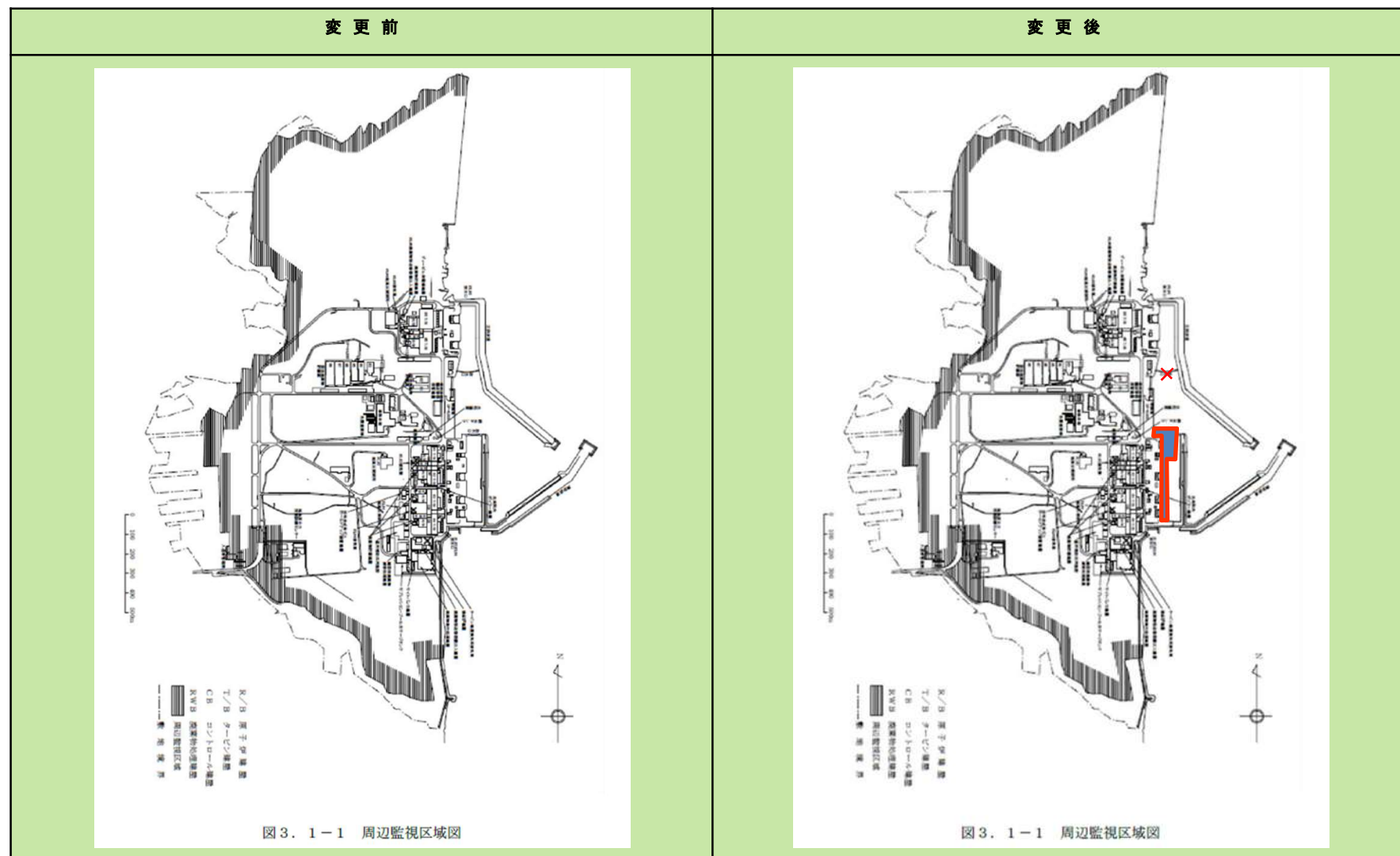
### 【変更(案)のポイント】

・メガフロートについては移設し、津波対策工事が完了したため、自然災害によるリスクが無くなったため記載を各々削除する。

・また、メガフロート移設先が新たに管理対象区域に設定されるためメガフロートが記載された図に変更を行う。

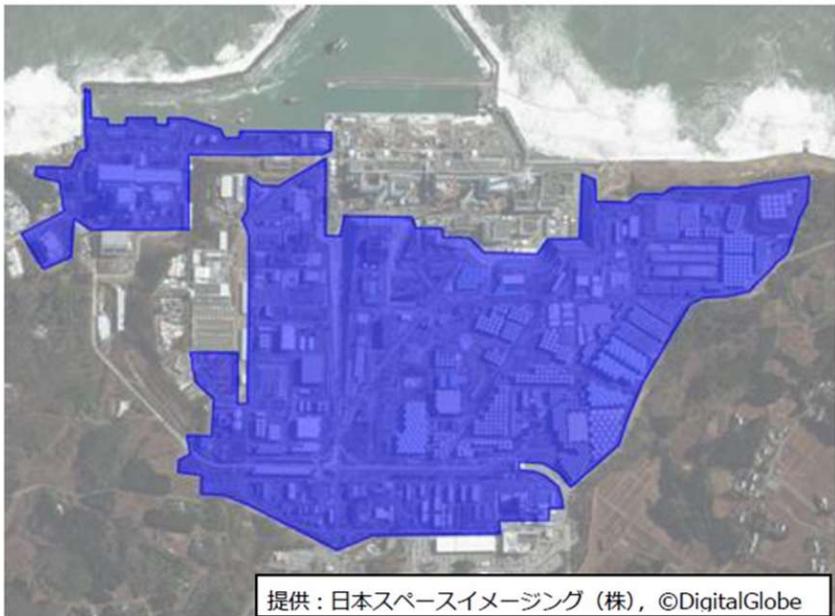
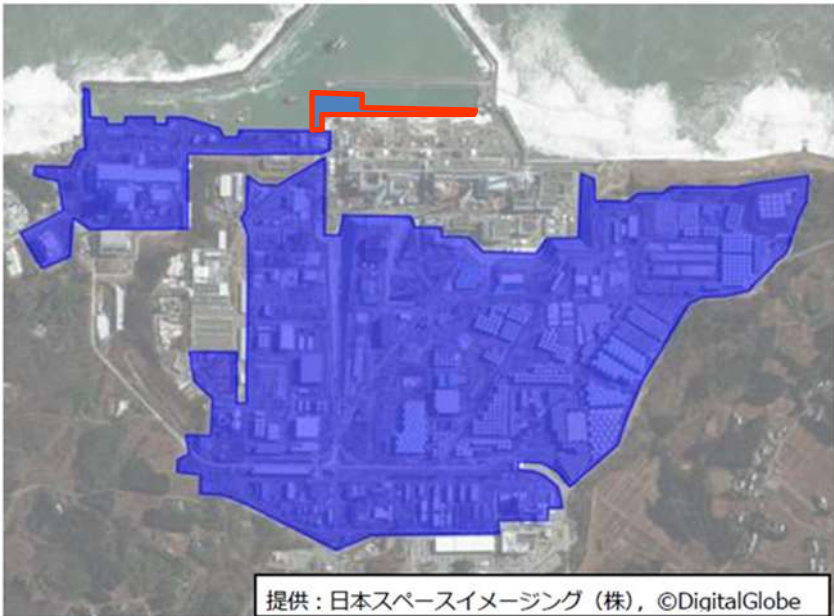


# 実施計画Ⅲ第3編の変更について

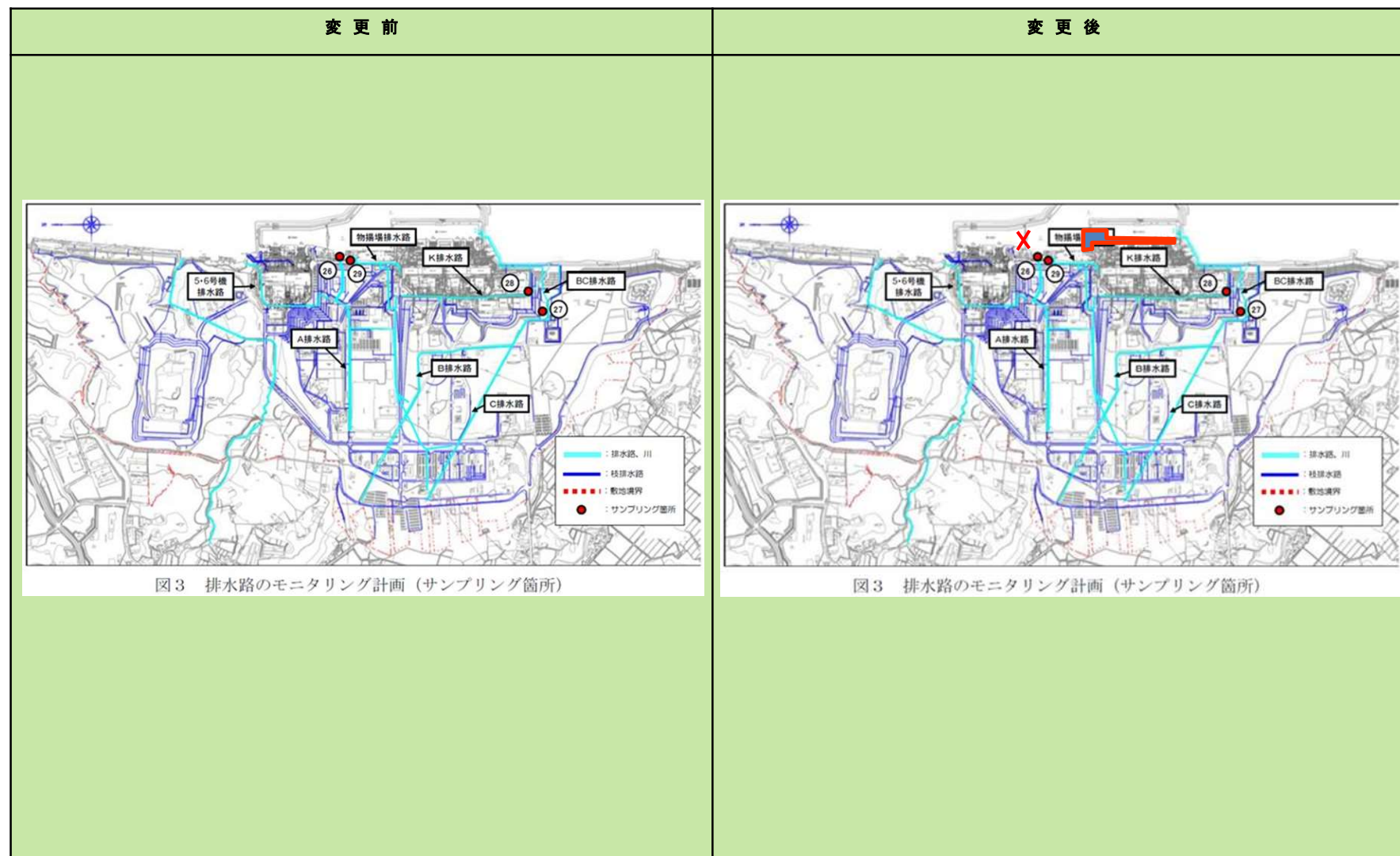




# 実施計画Ⅲ第3編の変更について

変更前	変更後
 <p>提供：日本スペースイメージング（株），©DigitalGlobe</p> <p>図3. 1-2 線量低減範囲（図中青色，2015年度末時点）</p>	 <p>提供：日本スペースイメージング（株），©DigitalGlobe</p> <p>図3. 1-2 線量低減範囲（図中青色，2015年度末時点）</p>

# 実施計画Ⅲ第3編の変更について



## 実施計画Ⅲの添付1 管理区域図の変更について

### 【変更のポイント】

- ◆第1編及び第2編の管理区域図(構内全域図)にメガフロートの位置を図示

変更前	変更後
<p data-bbox="638 735 1675 930">実施計画へ掲載されていない添付図であり、セキュリティ防護に関する図のため割愛 * 面談時は、画面上でお示し致します。</p>	

## 実施計画Ⅲの添付1 管理区域図の変更について

### 【変更のポイント】

- ◆第1編及び第2編の管理区域図(構内全域図)にメガフロートの位置を図示

変更前	変更後
<p data-bbox="638 735 1675 930">実施計画へ掲載されていない添付図であり、セキュリティ防護に関する図のため割愛 * 面談時は、画面上でお示し致します。</p>	

## 実施計画Ⅲの添付2 管理対象区域図の変更について

### 【変更のポイント】

- ◆第1編及び第2編の管理対象区域図(福島第一原子力発電所 全体図)にメガフロートの位置を図示

変更前	変更後
<p data-bbox="638 735 1675 930">実施計画へ掲載されていない添付図であり、 セキュリティ防護に関する図のため割愛 * 面談時は、画面上でお示し致します。</p>	

## 実施計画Ⅲ 第1編 附則の変更について

変更前	変更後
	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>附則( ) (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 添付1(管理区域図)の全体図及び添付2(管理対象区域図)の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>

## 実施計画Ⅲ 第2編 附則の変更について

変更前	変更後
	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>附則( ) (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 添付1(管理区域図)の全体図及び添付2(管理対象区域図)の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>

## 参考資料

	2022年			2023年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
許認可工程		▼2022.11 審査				▼2023.2 認可希望